

柏崎市分別収集計画

(第 1 1 期計画)

令和 7 年(2 0 2 5 年)7 月

柏 崎 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

柏崎市分別収集計画

令和7(2025)年7月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、「柏崎市環境基本計画第3次計画」を策定し、「健全で恵み豊かな環境を保全し良好な状態で将来世代に継承する」を基本理念に、持続可能な循環型社会の実現を目指した環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、「柏崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」においても、「市民・事業者・行政の協働による環境負荷の少ない循環型社会の構築」という理念の下、市民、事業者及び行政が共通の認識に立って循環型社会の構築を目指すために取り組むべき役割を明らかにし、廃棄物の発生抑制・循環的利用の促進、廃棄物の適正処理の推進及び不法投棄防止対策の推進を基本方針に、取り組んでいるところである。

本計画はこのような状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、容器包装廃棄物の分別収集により、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民・事業者・行政が一体となって、ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりに取り組む。
- (2) 地球的環境保全を目的とした環境負荷の低減のため、燃やすごみの資源化を優先して進める。
- (3) 市民・事業者への啓発事業等を通じて、ごみの減量化・資源化に対する意識高揚を図る。
- (4) 再生品の利用促進を働きかけるとともに、事業者等がリサイクルに取り組みやすい環境となるための条件整備に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年（2026年）4月を始期とする5年間とし、令和10年度（2028年度）に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、製品プラスチックを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
容器包装廃棄物	7,404 t	7,308 t	7,212 t	7,116 t	7,020 t
製品プラスチック	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者及び再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境審議会の設置

市民、事業者、学識経験者の代表、新潟県で構成され、本市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるためにその方向性を明確にする最も重要な組織である。

一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する上で、各層からの意見を拝聴し、これを行政の施策に反映させることで、ごみの減量化と資源化を推進する。

(2) 環境教育、啓発活動の充実

環境教育の一環として、市広報（ホームページ、SNS含む）、地区における分別説明会、ごみ処理施設の見学会及び学校への出前講座などあらゆる機会を活用し、ごみ排出量の状況、ごみ処理に要する経費及びごみ処理状況などの情報を提供することで、ごみの排出抑制、分別排出及び再生利用の意義や効果に対する認識を深めてもらい、ごみの排出抑制とリサイクル意識の高揚を図る。

なお、一般家庭には、「資源物・ごみの分別ガイドブック」を全戸配布しており、転入者に対しても、市民課等の窓口において随時配布し、ごみの排出抑制と資源リサイクルの周知徹底を図っていく。また、事業所に対しては、関係機関と連携を図りな

がら、啓発チラシの配布により、ごみの排出抑制と資源リサイクルの協力要請を実施していく。

(3) 資源物の店頭回収の推進

ごみの減量及び資源物リサイクルについての取組みを積極的に実施する店舗等を「柏崎市リサイクル協力店」として認定し、循環型社会の形成を推進する。

(4) 拠点回収施設の有効活用

地域の町内会資源物ステーションに加え、拠点回収施設として「資源物リサイクルセンター（又は資源物リサイクルステーション）」を市内3か所に開設し、市民の多様化する生活形態に対応した資源物を分別排出しやすい環境づくりに努める。

(5) 過剰包装の抑制

プラスチックごみによる深刻な海洋汚染を抑制するため、過剰包装の抑制に向けたマイバッグ運動などの取組を推進する。

(6) リサイクル製品の利用、販売の促進

リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。また、市民の協力度、本市が有する収集機材及び選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		空き缶
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	空きびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

種 別 \ 年 度	令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)		令和12年度 (2030年度)	
主としてスチール製の容器	135 t		133 t		131 t		129 t		128 t	
主としてアルミ製の容器	58 t		57 t		56 t		55 t		55 t	
無色のガラス製の容器	167 t		165 t		163 t		160 t		158 t	
	(引渡額) 167 t	(独自処理額) t	(引渡額) 165 t	(独自処理額) t	(引渡額) 163 t	(独自処理額) t	(引渡額) 160 t	(独自処理額) t	(引渡額) 158 t	(独自処理額) t
茶色のガラス製容器	153 t		151 t		149 t		147 t		145 t	
	(引渡額) 153 t	(独自処理額) t	(引渡額) 151 t	(独自処理額) t	(引渡額) 149 t	(独自処理額) t	(引渡額) 147 t	(独自処理額) t	(引渡額) 145 t	(独自処理額) t
その他の色のガラス製容器	71 t		70 t		69 t		68 t		67 t	
	(引渡額) 71 t	(独自処理額) t	(引渡額) 70 t	(独自処理額) t	(引渡額) 69 t	(独自処理額) t	(引渡額) 68 t	(独自処理額) t	(引渡額) 67 t	(独自処理額) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	18 t		18 t		17 t		17 t		17 t	
主として段ボール製の容器	421 t		415 t		410 t		404 t		399 t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	123 t		121 t		119 t		118 t		116 t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 126 t	(引渡額) t	(独自処理額) 121 t	(引渡額) t	(独自処理額) 119 t	(引渡額) t	(独自処理額) 118 t	(引渡額) t	(独自処理額) 116 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	205 t		202 t		200 t		197 t		194 t	
	(引渡額) 205 t	(独自処理額) t	(引渡額) 202 t	(独自処理額) t	(引渡額) 200 t	(独自処理額) t	(引渡額) 197 t	(独自処理額) t	(引渡額) 194 t	(独自処理額) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	592 t		585 t		577 t		569 t		561 t	
	(引渡額) 592 t	(独自処理額) t	(引渡額) 585 t	(独自処理額) t	(引渡額) 577 t	(独自処理額) t	(引渡額) 569 t	(独自処理額) t	(引渡額) 561 t	(独自処理額) t
	(うち白色トレイ) t		t		t		t		t	
	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、本市行政計画の最上位計画である「柏崎市第五次総合計画」による人口予測を引用し、次のとおり設定した。

令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
74,150 人 (対前年度比) △1.3%	73,189 人 (対前年度比) △1.3%	72,228 人 (対前年度比) △1.3%	71,267 人 (対前年度比) △1.3%	70,306 人 (対前年度比) △1.3%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	空き缶	市委託業者収集	民間業者
アルミ製容器	スプレー缶		市
無色のガラス製容器	空きびん	市委託業者収集	市
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙類（紙パック）	市委託業者収集	民間業者
段ボール	紙類（ダンボール）		
その他の紙製容器包装	紙類(紙製容器包装)		
ペットボトル	ペットボトル	市委託業者収集	市
その他のプラスチック製 容器包装(白色トレイを含む)	プラスチック製容器 包装	市委託業者収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

空きびん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の選別、圧縮及び保管等については、本市資源物中間処理施設（クリーンセンターかしわざき内）で行い、それ以外の容器包装の選別、圧縮及び保管等については、民間施設を利用する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

環境審議会での審議を通して、各層の意見、要望を取組みに反映させ、容器包装廃棄物の分別収集をより円滑かつ効率的に進めていくための体制の整備を引き続き実施していく。